

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国において、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

本市においては、これまで「刈谷市エンゼルプラン」（平成 13 年 3 月策定）、「刈谷市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成 17 年 3 月策定）、「刈谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成 22 年 3 月策定）に基づき、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、様々な子育て・子育て支援を推進してきました。

計画を推進するなかで、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

平成 25 年度に実施した市民ニーズ調査の結果では、子育て家庭の母親の就労意欲は高く、教育・保育サービスの充実を求める声も高いものであったことから、地域における子育て支援施策のさらなる充実を図るとともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立するための環境を整備することが求められています。以上のことを踏まえ、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、「刈谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)									
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
刈谷市 次世代育成支援行動計画(後期計画)									
					刈谷市 子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の法的根拠と位置付け

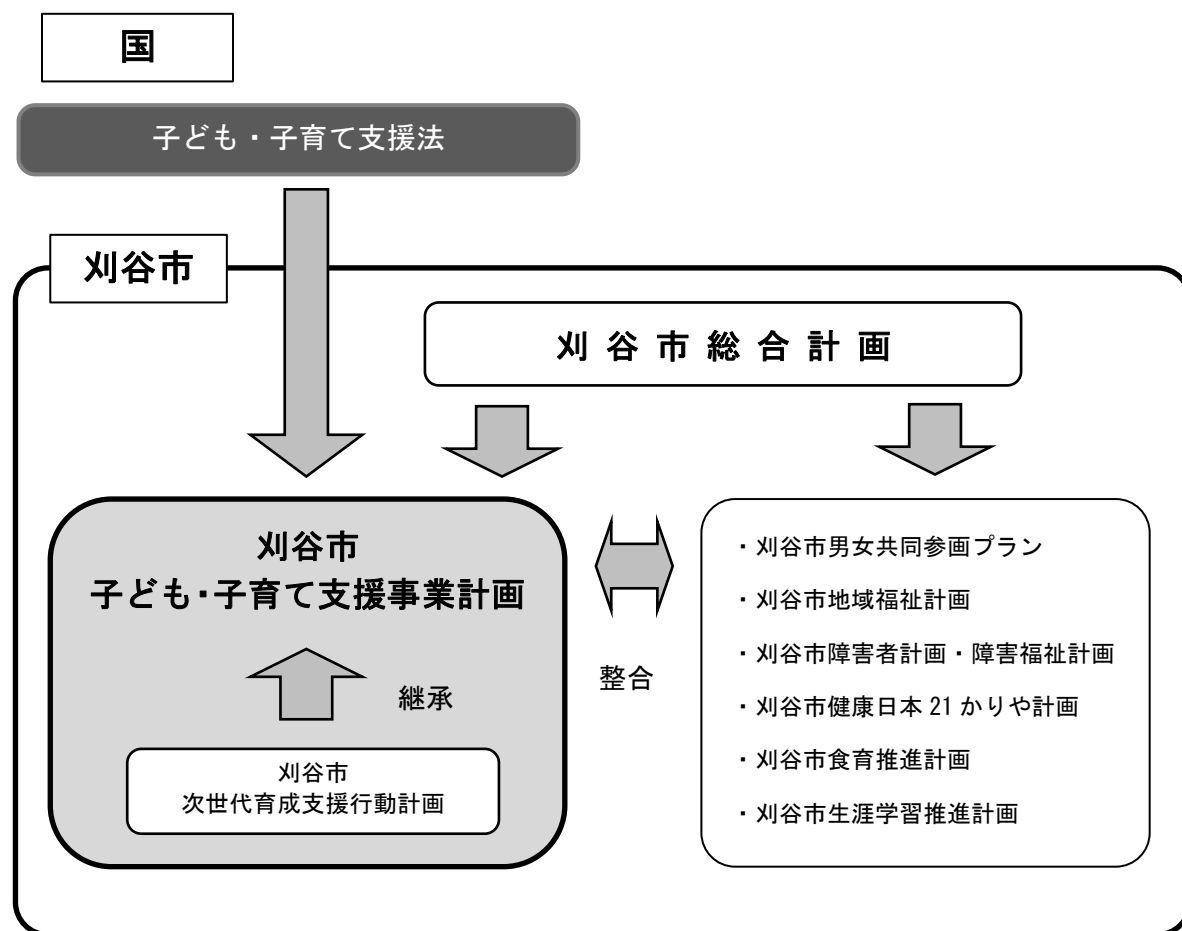
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、本計画は、上位計画である「刈谷市総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

- ・刈谷市次世代育成支援行動計画(後期計画)は平成 26 年度で終了
(次世代育成支援対策推進法は 10 年間の延長)
- ・子ども・子育て支援法による本計画の策定が義務付けられたことから、次世代育成支援行動計画は任意化



本計画は、刈谷市次世代育成支援行動計画の基本的な考え方を継承し、子どもと子育てに係る総合的な計画として策定しています。



＜参考＞国の子ども・子育て支援に関する主な動き

年度	動き	内容
H21	「子ども・子育てビジョン」閣議決定（1月29日）	「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換を打ち出す。
	子ども・子育て新システム検討会議設置（1月29日）	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う。
H22	待機児童解消先取りプロジェクト（11月）	待機児童の解消に向けた取り組みは喫緊の課題であることから、子ども・子育て新システムのうち、すぐに実施が可能なものから前倒し実施を図る。
H24	子ども・子育て関連3法公布（8月22日）	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法が公布される。
H25	子ども・子育て会議設置（4月）	内閣府に設置。子ども・子育てに関する諸事項を審議・調査する役割を担う。地方自治体においても地方版子ども・子育て会議を順次設置することとされた。
H26～	全自治体での計画策定	ニーズ量の把握、確保方策の検討を経て「子ども・子育て支援事業計画」を策定する。



▲「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク